

補助金調書

補助金名	子育て世帯住替え助成金				担当課 (連絡先)	住宅都市みどり局住宅部住宅計画課 (TEL092-711-4279)	
交 付 先	☐ 個人	子育て世帯			区分	その他の補助金	
交付先決定方法	☐ 公募	(公募の場合) 公募時期	令和7年4月1日～令和8年2月28日				
(公募の場合) 応募要件	<対象となる世帯> ①子ども(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)、または妊娠している者がいる世帯 ②福岡市内外の民間賃貸住宅や社宅等から福岡市内の民間賃貸住宅または購入した中古住宅に転居すること ③転居前の住宅の家賃に直近6か月間の未払いがないこと ④転居前の居住地における市区町村税に滞納がないこと(転居前が福岡市以外の場合) ⑤福岡市の市税に係る徴収金(市税及び延滞金等)に滞納がないこと ⑥暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと ⑦生活保護等を受給していないこと ⑧生活困窮者住居確保給付金による転居費用を受給していないこと ⑨原則、過去にこの助成金を受けていないこと ※そのほか、住替え後の住宅について世帯人数に応じた家賃・面積等の要件あり						
(非公募の場合) 非公募の理由							
補助開始年度	平成30	年度	経過年数	8	年度		
補助金の目的 及び 補助対象事業	子育てしやすい居住環境づくりの促進と経済的な負担を緩和するとともに、空き家の有効活用や中古住宅の流通促進を図ることを目的とする。						
補助金の終期	令和10	年度	延長回数	2	回		
終期を延長する理由	当事業において申請件数は年々増加し、子育て世帯の需要も高まっている。平成28年に策定した「福岡市住生活基本計画」においても、子育て世帯が住みやすい居住環境の整備を基本方針としていることから、子育て世帯の居住環境の向上や経済的負担の緩和を目的として、当該事業を継続して実施する必要があるため。						
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	☐ その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 助成対象となる経費の合計額(消費税を含む)の1/2(上限額15万円) ※家主から立退料等が支払われている場合には、助成対象経費から立退料を差し引いた額の1/2で計算する ※計算した額に100円未満の端数が生じた場合には、切り捨てる ※住替えにより親世帯と同居・近居する世帯又は多子世帯の場合、それぞれ上限額を5万円引上げる					
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】						
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度		前々年度		前々々年度	
	件	776 件		866 件		215 件	
	152,900 千円	130,156 千円		137,503 千円		29,135 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	【申請件数】 809件(事前の認定申請のみ7件) 【不交付件数】26件(必要書類の不足 等)						
補助金交付 による効果	民間賃貸住宅への住替えや中古住宅購入に係る初期費用の一部を助成することにより、子育てしやすい居住環境づくりの促進と経済的な負担を緩和するとともに、中古住宅の流通促進を図ることができる。						

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。